



質問 一括贈与非課税措置の改正について教えてください。

回答

◇教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

直系尊属から一括贈与を受けた一定の要件を満たす教育資金や結婚・子育て資金の非課税制度の取扱いが見直され、次のように改正されました。

(1)教育資金の一括贈与非課税措置の見直し

①制度の概要

受贈者（30歳未満の者に限ります）の教育資金に充てるために、その直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は抛出された金銭等の額のうち、受贈者1人につき1,500万円（学校等以外の者に支払われる金銭は500万円以内）までの金額に相当する部分の価額については、平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に抛出されるものに限り、贈与税が非課税とされる措置です。

②改正の概要

今回の改正では、子や孫に教育資金を援助する贈与税の非課税措置が令和3年3月31日まで2年間延長されました。

高齢者に偏る金融資産を若年層に移転し、教育を支援する狙いがありますが、経済格差を固定するとの批判もあり、受け取る子や孫の所得が1,000万円を超える場合には、この非課税措置の対象外とされるほか、これまでは非課税だった趣味の習い事についても、23歳以上30歳未満の子や孫が対象外とされることになりました。

一方、厚生労働省が規定する職業訓練を受けている場合や、大学又は大学院に在学中である場合の授業料は、非課税とされます。

①受贈者の所得要件を設定

これまでは、受贈者に対する所得要件は課されていませんでしたが、今回の改正により、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、当該信託等により取得した信託受益権等については、この非課税措置の適用を受けることができないこととされました。

適用時期 上記①の改正は、平成31年4月1日以降に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

②教育資金の範囲の縮減～年齢制限と支出費用の範囲の縮減

これまでは、年齢問わず、一律に教育資金の用途の範囲が設定されていましたが、今回の改正により、23歳以上の者に支払われる教育資金の範囲が限定され、学校等以外の者に支払われる金銭が除外され、これまでは非課税だった趣味の習い事についても、23歳から30歳未満の子や孫が対象外とされることになりました。

ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外されません。

23歳以上の者に支払われる教育資金	適用対象になるもの	適用対象にならないもの
	次に掲げる支出に限定 ①学校等に支払われる費用 ②学校等に関連する費用（留学渡航費等） ③学校等以外の者に支払われる費用で教育給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの	次に掲げるものを除外 ①教育に関する役務提供の対価 ②スポーツ・文化・芸術に関する活動等に係る指導の対価 ③上記①②の役務提供又は指導に係る物品の購入費及び施設の利用料

適用時期 上記②の改正は、令和1年7月1日以後に支払われる教育資金について適用されます。

③残高に対する贈与税の課税方式の変更

これまで、30歳到達時に、その時点の残高に対して贈与税が課税されていましたが、今回の見直しにより、現に①学校等に在学し、又は②教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、たとえ、その時点では残高がある場合であっても、贈与税は課税しないこととし、その後、①又は②に該当する事由がなくなった年の年末において、その時点の残高に対して贈与税を課税することとされました。

ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対して贈与税が課税されることになります。

④贈与者が死亡した場合の残高の取扱いの見直し

これまで、贈与者が死亡した場合であっても、その時点の残高を相続財産に加算しないこととされていましたが、今回の改正において、贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとされました。

- ①23歳未満である場合
- ②学校等に在学している場合
- ③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(2)結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し

①制度の概要

個人（20歳以上50歳未満の者に限ります。以下「受贈者」といいます）の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、その直系尊属（以下「贈与者」といいます）が金銭等を抛出し、金融機関等に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は抛出された金銭等の額のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用300万円が限度）までの金額に相当する部分の価額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に抛出されるものに限り、非課税とされる制度です。

②改正の概要

①受贈者の所得要件を設定


これまで、結婚・子育て資金の一括贈与の非課税制度の適用される受贈者については、所得要件は課税されていませんでしたが、今回の改正により、贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、この非課税制度は適用できないこととされました。

②適用期限の延長

今回の改正により、この非課税制度の適用期限が令和3年3月31日まで2年間延長されました。

適用時期 上記①の改正は、平成31年4月1日以降に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について適用されます。

医師年金のおすすめ



医師には医師専用の 「医師年金」があります

医師年金 <http://nenkin.med.or.jp/>

医師年金について詳しく知りたい	医師年金ホームページをご覧ください。または、下記までお問い合わせください。 公益社団法人 日本医師会 年金・税制課 TEL: 03-3942-6487 (平日9時半～17時)
受取年金額を知りたい	医師年金ホームページでご加入時の受取年金額のシミュレーションができますのでお試しください。 <医師年金ホームページ▶トップページ▶シミュレーション>
日本医師会に入会したい	入会手続きは、所属医療機関のある市区医師会を通じて行いますので、直接お問い合わせください。 医師年金は「日本医師会会員」で、「64歳6ヶ月未満」の方がご加入いただけます（お申込みは64歳3ヶ月まで）。

20171101510